

協議事項③ 資料

新協議会条例について

【石狩市厚田地域協議会及び浜益地域協議会条例（案）の修正】

修正前 案	修正後 案
(役割)	(権限)
第3条 各協議会は、次に掲げる事項のうち、市長その他の市の機関から諮問されたものについて答申し、又は各協議会が必要と認めるものについて審議し、市長その他の市の機関に対し意見を述べ、若しくは要望することができる。 (1) その所管地域内に係る施策及び事業に関する事項 (2) 市が行うその所管地域に係る事務に関する事項 (3) その所管地域内の住民との連携強化に関する事項 (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項 2 市長は、次に掲げる事項であつて、各協議会のその所管地域に係るものを決定し、又は変更しようとする場合においては、あらかじめ、その協議会の意見を聴かなければならない。 (1) 過疎地域持続的発展市町村計画に関する事項 (2) 地域振興のための基金の活用に関する事項 3 市長その他の市の機関は、第1項の規定による答申又は意見若しくは要望又は前項の意見を尊重し、必要があると認めるときは、適切な措置を講じなければならない。	
備考 修正部分は、 <u>下線</u> の部分である。	

【本条項の根拠法令：地方自治法】

(地域協議会の権限)

- 第二百二条の七 地域協議会は、次に掲げる事項のうち、市町村長その他の市町村の機関により諮問されたもの又は必要と認めるものについて、審議し、市町村長その他の市町村の機関に意見を述べることができる。
- 一 地域自治区の事務所が所掌する事務に関する事項
- 二 前号に掲げるもののほか、市町村が処理する地域自治区の区域に係る事務に関する事項
- 三 市町村の事務処理に当たつての地域自治区の区域内に住所を有する者との連携の強化に関する事項
- 2 市町村長は、条例で定める市町村の施策に関する重要事項であつて地域自治区の区域に係るものを決定し、又は変更しようとする場合においては、あらかじめ、地域協議会の意見を聴かなければならない。
- 3 市町村長その他の市町村の機関は、前二項の意見を勘案し、必要があると認めるときは、適切な措置を講じなければならない。

【修正理由】

検討の当初（諮問一答申）から使用していた言葉「機能（役割）を残す」という観点から、第3条のタイトル（見出し）に（役割）を使用していましたが、
現在の根拠法令である「地方自治法」を継承する規定であり、条文が表すものを明確にする意味からも、タイトルも含め地方自治法に準ずるべきと考えるため。